

**ライフステージの転機を捉えた UIJ ターン促進事業企画提案書作成等
に関する質問への回答**

※質問票で記載された質問番号や表題等は一部加工させていただき、本市で通し番号を附番しておりますのでご了承願います。

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>①仕様書_5 業務内容等</p> <p>(1) SNS 等を活用した首都圏における UIJ ターン人材コミュニティの形成</p> <p>『・また、HR 系民間事業者とも連携するなど登録メンバーを獲得するために効果的なコンテンツの作成やイベント等の実施を行うこと。なお、メンバー登録数は年間 900 名以上とする』と記載がございますが、こちらは一つの媒体に絞って 900 名以上の登録者ではなく「アカウント合計 900 名以上の登録者」と言う理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>① 1 つの媒体で 900 名以上でも、複数媒体の合計で 900 名以上でも差し支えありません。</p> |
| <p>②仕様書_5 業務内容等(2)定期的な情報発信</p> <p>『・(1)で形成するコミュニティに対して、・・・』と記載がございますが SNS 上でのコミュニティの定義として、フォロワー数をコミュニティとする理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>②仕様書上「SNS 等を活用した・・・コミュニティの形成」としております。ご提案の内容に応じフォロワー数で定義することが適切な場合もありますが、これに限定するものではなく、コミュニティ形成の手法と併せてご提案願います。</p> |
| <p>③企画提案者募集要領_5 応募資格</p> <p>『『(1)本事業の実施担当者が仙台市内に月曜日から金曜日までの間で半分以上勤務しており、かつ実務経験を有していること』と記載がございますが、『実務経験』とは、具体的にどのような実務を意味しておりますでしょうか。</p> | <p>③首都圏からの UIJ ターン促進業務や SNS 等によるコミュニティ形成業務など、本委託業務の円滑かつ効果的な遂行につながるような実務経験を有する担当者を想定しております。</p> |
| <p>④様式第 3 号の記載</p> <p>添付資料を加えての企画提案書の提出が可能とのことですが、様式第 3 号の記載内容は全て「添付資料参照」と記載し企画提案することは差し支えありませんでしょうか。</p> | <p>④差し支えありません。</p> |
| <p>⑤募集要領の 6 契約条件（5）その他</p> <p>「委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として仙台市に帰属するものとする。ただし、仙台市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。」とあるが、本事業終了後（将来的な意味も含む）は</p> | <p>⑤将来的な民間事業者主体による運営継続を含め、現時点では未定です。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>UIJ ターン人材コミュニティのプラットフォームを事業者に帰属させ、継続して運営をさせる想定なのでしょうか？</p> | |
| <p>⑥複数者による共同企業体で応募する場合、募集要項9参加表明書兼誓約書、募集要項10応募書類一式の提出の(4)提出書類はすべての構成法人分の提出が必要でしょうか。それとも幹事代表企業のみでしょうか。</p> | <p>⑥共同企業体での応募の場合、募集要項9参加表明書兼誓約書及び10応募書類一式(4)①～③については代表企業及び協働企業の連名で、④～⑧については、構成法人それぞれからのご提出をお願いします。</p> |
| <p>⑦個人情報の取扱いに関する特記仕様書の、5. 個人情報の受け渡し、搬送について、データ便によるデータ送付は可能でしょうか。可能な場合セキュリティガイドランなどがあれば、ご教示ください。</p> | <p>「データ便」は、民間事業者が提供する、大容量ファイルの転送が可能なクラウドサービスと解釈して回答します。本市では、左記のセキュリティガイドラインに相当する、「クラウド利用基準」を定めております。別添「仙台市クラウド利用基準」ファイルをご確認ください。個人情報を含んだ行政情報は、重要性分類Iになります。</p> <p>正式契約前に、本市内部のセキュリティ審査にて、ご利用予定のクラウドサービスが、「クラウド利用基準」を満たすかどうかの確認をおこない、データ送付の可否を判断します。</p> |
| <p>⑧個人情報の取扱いに関する特記仕様書の、6. 個人情報保護に関する計画について、提出フォーマットはありますでしょうか。自由形式でしょうか。</p> | <p>本市で提出フォーマットを準備しております。別添「別記関連様式【個人情報等の保護に関する計画書】」ファイルをご確認ください。ご提示するフォーマットは、例示であって、契約の履行にあたり特に必要とされる措置や受注者の工夫による保護の措置について受注者が計画するものがございましたら、本市のフォーマットを適宜修正していただくことは問題ございません。</p> |
| <p>⑨行政情報の取扱いに関する特記仕様書の、2-(6)①の国国立標準技術研究所が規定する方式、またはそれと同等以上の品質を定義した方式に準拠したデータ消去ソフトとは具体的などのようなソフトでしょうか。</p> | <p>米国国立標準技術研究所が規定する方式は、「NIST-SP800-88 Rev.1」です。</p> <p>行政情報が保存されたハードディスクドライブ等の記録媒体に対して、すべて0の列や疑似乱数パターンにて、1回以上書き込むことに対応したデータ消去ソフトのことになります。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>⑩行政情報の取扱いに関する特記仕様書の、２－（６）②米国国立標準技術研究所が規定する方式、又はそれと同等以上の品質を定義した方式に準拠した方法とは具体的にどのような方式でしょうか。</p> | <p>ハードディスクドライブ等の記録媒体に対して、焼却、裁断、分解、消磁及び粉碎をおこなう方式になります。クラウドサービス上に行政情報を保存する場合は、暗号化消去(※)による方式を可としております。</p> <p>※暗号化消去とは、クラウド上に保存する行政情報を暗号化するときに使用する暗号鍵を、契約終了時に消去することです。実質データの復号が不可能となり、行政情報を消去したとみなすことができます。</p> |
|---|--|